

令和 5 年度第 2 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 3 月 2 6 日

担当部・課：建設部住宅課〔内線 5 5 5 5〕

①件 名
空き家バンクへの登録要件の緩和について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 全国的に空家問題が深刻化する中、本市においても令和 2 年 4 月に「石巻市空家等の適切な管理に関する条例」を制定し、本条例に基づき、「石巻市空家等対策計画」を令和 3 年 3 月に策定、令和 3 年 7 月には「石巻市空き家バンク実施要綱」を制定し、石巻市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の運営に取り組んできた。</p> <p>空き家バンクについては、制度開始から登録件数が低調となっていたため、令和 5 年度から固定資産税の納税通知書にリーフレットを同封するなど、周知機会を拡大してきたが、登録の増加につなげるためのさらなる対応策が求められている。</p> <p>【目的】 空家等の登録要件を緩和することにより、空き家バンクへの登録を増加させ、空家等の利活用の促進を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号） 〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕</p> <p>第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 安全安心な住環境と都市機能の整備の推進 4 空き家対策を強化する</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 2 年 4 月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例施行 令和 3 年 3 月 石巻市空家等対策計画策定 7 月 石巻市空き家バンク実施要綱制定及び運用開始 令和 6 年 3 月 石巻市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正</p>
⑤主な内容
<p>媒介契約を締結している空家等は、空き家バンクへの登録を不可としていたが、市内に事業所を置く宅建業者と媒介契約を締結している場合に限り、登録を可能とする。</p>
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 これまで登録不可としていた空家等を登録可能とすることにより、空家等の利活用の促進が図られる。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
⑧今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和 6 年 3 月 石巻市空き家バンク実施要綱の一部改正（施行予定年月日：令和 6 年 4 月 1 日）</p>
⑨その他
<p>制度開始からの空き家バンクの登録件数 3 4 件</p>